



# 5月・6月の予定



## 5月

| 月  | 火  | 水              | 木              | 金              | 土  | 日  |
|----|----|----------------|----------------|----------------|----|----|
| 1  | 2  | 3<br>憲法<br>記念日 | 4<br>みどりの<br>日 | 5<br>こどもの<br>日 | 6  | 7  |
| 8  | 9  | 10<br>①        | 11             | 12             | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17             | 18             | 19             | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24             | 25             | 26             | 27 | 28 |
| 29 | 30 | 31<br>②        |                |                |    |    |

## 6月

| 月       | 火  | 水  | 木      | 金       | 土  | 日  |
|---------|----|----|--------|---------|----|----|
|         |    |    | 1<br>③ | 2       | 3  | 4  |
| 5       | 6  | 7  | 8      | 9       | 10 | 11 |
| 12<br>④ | 13 | 14 | 15     | 16      | 17 | 18 |
| 19      | 20 | 21 | 22     | 23      | 24 | 25 |
| 26      | 27 | 28 | 29     | 30<br>⑤ |    |    |

### 《5月》

- ①源泉徴収税額、特別徴収税額(4月分)の納付期限  
4月入社員の雇用保険資格取得届の提出期限(10日まで)
- ②社会保険料、児童手当拠出金(4月分)の納付期限(31日まで)
- ※1)3月決算法人の確定申告と納税、9月決算法人の  
中間(予定)申告と納税期限(→決算応当日まで)
- ※2)自動車税の納付期限(各自治体の指定日まで)

### 【その他】

・5月中到着予定の『2017年度分個人住民税特別徴収額の  
通知書』を確認し、各個人に通知するとともに、6月からの  
住民税徴収額を変更。

### 《6月》

- ③労働保険年度更新手続き受付開始  
(6月1日～7月10日まで)
- ④源泉徴収税額、特別徴収税額(5月分)の納付期限  
(10日が休日のため12日まで)
- ⑤社会保険料、児童手当拠出金(5月分)の納付期限  
(30日)
- ※3)4月決算法人の確定申告と納税、10月決算法人の  
中間(予定)申告と納税(→決算応当日まで)

### 【その他】

・6月支給給与計算後、7月10日までに提出すべき健保・厚年の  
被保険者報酬月額算定基礎届の作成準備開始。  
・6月からの労働保険年度更新に備え、賃金総額集計等、準備の  
開始。(※申告期限7月10日(月))

しょうの  
税理士 上能はいつでも、どこへでもかけていきます。

お気軽に声をかけて下さい。

また、お近くへお越しの際は、いつでもお気軽にお越し下さい。社員一同お待ちしております。



平成29年3月24日(金)  
サクセスなにわ㈱ 田中得夫社長をお招きし  
特別企画版サロンセミナーを開催致しました。

## イベント紹介

### ～お知らせ～

当社は、5月1日(月)から10月31日(火)の  
半年間、クールビズを実施させていただきます。  
この期間、当社は、スーツ上着・ネクタイ等を着用  
いたしません。ご理解賜りますようお願い  
致します。

